

草津市文化芸術大会出場等激励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化芸術の振興を図るため、文化芸術の世界大会、国際大会および全国大会等（以下「大会等」と総称する。）に出場、出展する個人または団体に対し、予算の範囲内において、草津市文化芸術大会出場等激励金（以下「激励金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象大会等)

第2条 激励金の交付の対象となる大会等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、主に親善、交歓等を目的に開催される大会、単一職域等の団体が開催する大会等は除くものとする。

- (1) 世界大会 複数年に一度開催され、かつ、世界的に認められた社会的に認知度の高い大会として教育長が認める大会とする。
- (2) 国際大会 国内の選考会または予選会を経て日本の代表またはこれと同等以上の者（主催者等から予選を免除された者を含む。）として出場する国際大会とする。
- (3) 全国大会 文部科学省（文化庁を含む。）が主催、共催または後援する大会のうち、地方予選を経て出場する大会とする。
- (4) 国民文化祭
- (5) 全国高等学校総合文化祭、全国中学校総合文化祭
- (6) その他教育長が認める大会 前号に掲げる大会以外で教育長が認める大会とする。

(交付対象者)

第3条 激励金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市の他の激励金等の対象となる場合は、交付対象者とししない。

- (1) 草津市内に住所を有する個人
- (2) 過半数が草津市民で構成され、かつ草津市内を中心に活動している団体
- (3) 市内設置の高等学校に在籍する生徒（全国高等学校総合文化祭に出場または出展する場合に限る。）
- (4) 市内設置の中学校に在籍する生徒（全国中学校総合文化祭に出場または出展する場合に限る。）
- (5) その他教育長が特に必要と認める者

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付を受けようとする大会等の10日前までに、草津市文化芸術大会出場等激励金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。ただし、予選と大会等との

期間が１０日以内の場合または出場、出展等の決定と大会等との期間が１０日以内の場合は大会等の前日までとする。

- (1) 大会実施要項またはこれに準ずる書類
- (2) 予選成績表または出場、出展等が決定したことが分かる書類
- (3) 大会出場者名簿（住所が記載されたもの）
- (4) 前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの
(交付決定)

第６条 市長は、前条に規定する激励金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは激励金の交付の決定をするものとし、草津市文化芸術大会出場等激励金交付決定通知書（別記様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

２ 市長は、激励金を交付しないものと決定したときは、草津市文化芸術大会出場等激励金不交付決定通知書（別記様式第３号）により、申請者に通知するものとする。
(結果報告)

第７条 激励金の交付を受けた者は、大会等の終了後１４日以内に文化・芸術大会出場等激励金に係る出場等結果報告書（別記様式第４号）に、結果がわかる書類等または当該大会の状況がわかる書類等を添付して市長に提出するものとする。

(その他)

第８条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

激励金の額

大会等	個人	団体
大会区分		
世 界 大 会	１００，０００円	
国 際 大 会	２０，０００円	
全 国 大 会	５，０００円	３名以下 １名につき ５，０００円 ４～９名 １団体につき ２０，０００円 １０名以上 １団体につき ３０，０００円
国 民 文 化 祭	５，０００円	合計人数が１０名を超える場合は５万円を限度とする。
全国高等学校総合文化祭、全国中学校総合文化祭	３，０００円	１人につき ３，０００円 ただし、中学校、高等学校からの出場の場合で、各種目の合計が５万円を超える場合は５万円を限度とする。
その他教育長が認	市長が定める額	市長が定める額

める大会		
------	--	--

備考 各大会等の激励金の交付回数は、個人または団体に対し、1年度につき1回に限るものとする。